

つくばみらい市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和7年2月10日（月）午後1時30分から午後2時15分まで

2. 開催場所 つくばみらい市役所 谷和原庁舎 2階 第1・2会議室

3. 出席者

農業委員（10人）

会 長	6 番	中 山 雅 史
会長職務代理	2 番	菊 地 典 夫
委 員	1 番	萱 橋 敏 男
委 員	3 番	中 山 茂
委 員	4 番	中 山 一 徳
委 員	5 番	海老原 茂
委 員	7 番	仲 井 一 人
委 員	8 番	文 藏 雄 嗣
委 員	9 番	岡 野 幸 雄
委 員	10 番	榎 田 実

農業委員会事務局職員（2人）

事 務 局 長	千 葉 裕 康
事務局長補佐	大久保慎太郎

4. 欠席委員

なし

5. 傍聴者

なし

6. 議案

議案第1号	農地法第3条の規定による所有権移転の許可について
議案第2号	農地法第3条の規定による賃借権設定の許可について
議案第3号	農地法第3条の規定による使用貸借権設定の許可について
議案第4号	農地法第3条の規定による区分地上権設定の許可について
議案第5号	農地法第5条の規定による権利の設定、移転の許可について
議案第6号	非農地証明発行可否について
議案第7号	農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積等促進計画の決定について（利用権設定）
議案第8号	農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積等促進計画の

議案第 9 号 決定について（中間管理事業）
農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による
農用地利用集積等促進計画（案）の意見聴取について

報告事項

- ①農地法第 4 条の規定による市街化区域内農地の転用届出に対する専決処分について
- ②農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知書について

7. 会議の概要

1. 事務局（千葉事務局長）

定刻となりました。ただいまから令和 7 年 2 月のつくばみらい市農業委員会総会を開会します。

皆様にお願いがございます。携帯電話は、電源を切るか、マナーモードに切り替えますようお願いいたします。

早速、総会の議事日程により進めさせていただきます。議事日程の 2 番「会長挨拶」中山会長よりご挨拶いただきます。中山会長よろしくをお願いいたします。

1. 議長（中山会長）

大変お忙しい中、2 月の定例総会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

先日の旅行大変ご苦労様でした。

まだまだ寒い日が続いておりますので、体調管理をしっかりと、仕事に励んでいただきたいと思っております。

最後になりますが、本日の総会は、議案 9 件と報告事項 2 件となっています。

皆様方の慎重な審議をお願いして、簡単ですが挨拶といたします。よろしくお願いします。

1. 事務局（千葉事務局長）

ありがとうございました。本日の出席委員は農業委員 10 名全員出席でございます。委員の出席人数が定足数に達していますので会議は成立しております。

それでは、つくばみらい市農業委員会会議規則第 4 条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事進行は中山会長をお願いいたします。

1. 議 長（中山会長）

それでは、暫時議事を進めてまいりますので、皆様方のご協力をよろしくお願い申し上げます。

まず、議事日程の3番「議事録署名委員の選出」でございますが、私議長の方にご一任していただくことにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

1. 議 長（中山会長）

ありがとうございます。異議なしの声がございましたので異議なしと認め、早速指名させていただきます。議事録署名委員は、7番仲井委員、8番文蔵委員の2名にお願いしたいと思います。書記は事務局でお願いします。

それでは、議事に入ります。議案第1号「農地法第3条の規定による所有権移転の許可について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

1. 事務局（大久保事務局長補佐）

議案第1号「農地法第3条の規定による所有権移転の許可について」をご説明いたします。今月の農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請は4件となっております。1ページをご覧ください。

受付番号1番、申請地は、■■■■字■■■■■■■■■■番■■、地目は登記、現況とも畑、面積は■■■■m²、■■■■字■■■■■■■■■■番、地目は登記、現況とも畑、面積は■■■■m²、■■■■字■■■■■■■■■■番、地目は登記、現況とも畑、面積は■■■■m²、■■■■字■■■■■■■■■■番、地目は登記、現況とも畑、面積は■■■■m²、合計4筆、■■■■■■■■■■m²の自作地、契約内容は売買となっております。

続きまして受付番号2番、申請地は、■■■■字■■■■■■■■■■番■■、地目は登記、現況とも田、面積は■■■■■■■■■■m²の自作地、契約内容は売買となっております。

続きまして受付番号3番、申請地は、■■■■字■■■■■■■■■■番■■、地目は登記、現況とも田、面積は■■■■m²、■■■■字■■■■■■■■■■番■■、地目は登記、現況とも田、面積は■■■■m²、合計2筆、■■■■m²の自作地、契約内容は売買となっております。

続きまして受付番号4番、申請地は、■■字■■■■■■■■■■番、地目は登記、現況とも田、面積は■■■■m²、■■字■■■■■■■■■■番、地目は登記、現況とも田、面積は■■■■m²、■■■■字■■■■■■■■■■番、地目は登記、現況とも田、面積は■■■■m²、合計3筆、■■■■■■■■■■m²の自作地、契約内容は売買となっております。

農地法第3条第2項各号につきましては、別紙「農地法第3条調査書」をご覧ください。説明は以上です。

1. 議 長（中山会長）

事務局の説明が終わりましたので、続いて現地確認及び書類審査の結果を報告いただきたいと思います。3番中山茂委員よりお願いします。

1. 中山茂委員

2月3日、午前8時40分から行った書類審査、現地調査結果について報告いたします。当日は、中山会長、萱橋委員、私、事務局からは千葉事務局長、大久保事務局長補佐の5名で書類審査、現地調査の確認を行いました。

受付番号1番、地図は2ページになります。

申請地は、[]の[]側になります。現地は、耕作されている状態でした。

申請者は、自作地約10アールを耕作しており、世帯員の常時従事者は3名で、野菜を作付する農家です。

申請地は、登記、現況とも畑、4筆、[]m²を規模拡大のため売買により譲り受け、野菜を作付する予定です。

続きまして受付番号2番、3番は譲受人が同一のため、一括して報告いたします。地図は3ページになります。

申請地は、[]の[]側になります。現地は、耕作されている状態でした。

申請者は、自作地約65アールを耕作しており、世帯員の常時従事者は2名で、野菜を作付する農家です。

申請地は、登記、現況とも田、3筆、[]m²を規模拡大のため売買により譲り受け、野菜を作付する予定です。

続きまして受付番号4番、地図は4ページになります。

申請地は、[]の[]側になります。現地は、木や草が生えており、耕作はされておりませんでした。

申請者は、自作地と借入地あわせて約119アールを耕作しており、世帯員の常時従事者は1名で、野菜を作付する農家です。

申請地は、登記、現況とも田、3筆、[]m²を売買により譲り受け、野菜を作付する予定です。

以上のことから、受付番号1番から4番については、農機具等も所有しており、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

ので、許可しても差し支えないと思われます。

各委員のご審議をお願いいたします。

1. 議 長（中山会長）

ありがとうございました。それでは現地確認及び書類審査の結果報告が終わりましたので、これより審議いたします。

議案第1号受付番号1番についてご質問のある方は挙手願います。

（挙手なし）

1. 議 長（中山会長）

質問がないようですので、受付番号2番、3番は譲受人が同一でございますので、一括して審議します。受付番号2番、3番についてご質問のある方、挙手願います。

（挙手なし）

1. 議 長（中山会長）

質問がないようですので、受付番号4番についてご質問のある方、挙手願います。

（挙手なし）

1. 議 長（中山会長）

質問がないようですので採決いたします。

議案第1号について、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

1. 議 長（中山会長）

はい、ありがとうございます。採決の結果、全員賛成により、議案第1号は原案のとおり許可することに決定いたしました。

1. 議 長（中山会長）

続いて、議案第2号「農地法第3条の規定による賃借権設定の許可について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

1. 事務局（大久保事務局長補佐）

議案第2号「農地法第3条の規定による賃借権設定の許可について」をご説明いたし

ます。今月の農地法第3条の規定による賃貸借権設定の許可申請は1件となっております。5ページをご覧ください。

受付番号1番、申請地は、●字●●●●●番●、地目は登記、現況とも田、面積は●●●●●㎡の自作地、契約内容は賃借権設定となっております。

農地法第3条第2項各号につきましては、別紙「農地法第3条調査書」をご覧ください。説明は以上です。

1. 議 長（中山会長）

事務局の説明が終わりましたので、続いて現地確認及び書類審査の結果を報告いただきたいと思います。3番中山茂委員よりお願いします。

1. 中山茂委員

2月3日、午前8時40分から行った書類審査、現地調査結果について報告いたします。メンバーは、先程、議案第1号で報告したメンバーになります。

受付番号1番、地図は4ページになります。

申請地は、●●●●●の●側になります。現地は、耕作されている状態でした。

申請者は、自作地と借入地あわせて約119アールを耕作しており、世帯員の常時従事者は1名で、野菜を作付する農家です。

申請地は、登記、現況とも田、1筆、●●●●●㎡で、野菜の作付けをするための賃貸借となっております。

期間は、許可日から令和●●年●●月●●日までとなっております。

以上のことから、受付番号1番については、農機具等も所有しており、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えますので、許可しても差し支えないと思われます。

1. 議 長（中山会長）

ありがとうございました。それでは現地確認及び書類審査の結果報告が終わりましたので、これより審議いたします。

議案第2号受付番号1番についてご質問のある方は挙手願います。

（挙手なし）

1. 議 長（中山会長）

質問がないようですので採決いたします。

議案第2号について、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

1. 議長(中山会長)

はい、ありがとうございます。採決の結果、全員賛成により、議案第2号は原案のとおり許可することに決定いたしました。

1. 議長(中山会長)

続いて、議案第3号「農地法第3条の規定による使用貸借権設定の許可について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

1. 事務局(大久保事務局長補佐)

議案第3号「農地法第3条の規定による使用貸借権設定の許可について」をご説明いたします。今月の農地法第3条の規定による使用貸借権設定の許可申請は2件となっております。6ページをご覧ください。

受付番号1番、申請地は、 字 番、地目は登記、現況とも田、面積は ㎡、 字 番、地目は登記、現況とも田、面積は ㎡、 字 番、地目は登記、現況とも田、面積は ㎡、 字 番、地目は登記、現況とも田、面積は ㎡、合計4筆、 ㎡の自作地、契約内容は使用貸借権設定となっております。

続きまして、受付番号2番、申請地は、 字 番、地目は登記、現況とも田、面積は ㎡、 字 番、地目は登記、現況とも田、面積は ㎡、 字 番、地目は登記、現況とも田、面積は ㎡、 字 番、地目は登記、現況とも田、面積は ㎡、 字 番、地目は登記、現況とも田、面積は ㎡、合計5筆、 ㎡の自作地、契約内容は使用貸借権設定となっております。

農地法第3条第2項各号につきましては、別紙「農地法第3条調査書」をご覧ください。説明は以上です。

1. 議長(中山会長)

事務局の説明が終わりましたので、続いて現地確認及び書類審査の結果を報告いただきたいと思います。3番中山茂委員よりお願いします。

1. 中山茂委員

2月3日、午前8時40分から行った書類審査、現地調査結果について報告いたします。メンバーは、先程、議案第1号で報告したメンバーになります。

受付番号1番、2番は譲受人が同一のため、一括して報告いたします。地図は7ページになります。

申請地は、[]の[]側になります。現地は、耕作されている農地と草刈等がされており、きれいに管理されている状態の農地でした。

申請者は、自作地と借入地あわせて約603アールを耕作しており、野菜を作付けする県内に本店を置く農地所有適格法人です。

申請地は、登記、現況とも田、9筆、[]m²で、大豆の作付けをするための使用貸借となっております。

期間は、許可日の翌月1日から25年間となっております。

以上のことから、受付番号1番、2番については、農機具等も所有しており、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えますので、許可しても差し支えないと思われま

1. 議長（中山会長）

ありがとうございました。それでは現地確認及び書類審査の結果報告が終わりましたので、これより審議いたします。

議案第3号受付番号1番についてご質問のある方は挙手願います。

（挙手なし）

1. 議長（中山会長）

質問がないようですので、受付番号2番についてご質問のある方、挙手願います。

（挙手なし）

1. 議長（中山会長）

質問がないようですので採決いたします。

議案第3号について、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

1. 議長（中山会長）

はい、ありがとうございます。採決の結果、全員賛成により、議案第3号は原案のとおり許可することに決定いたしました。

1. 議長（中山会長）

続いて、議案第4号「農地法第3条の規定による区分地上権設定の許可について」を議題といたしますが、議案第5号「農地法第5条の規定による権利の設定、移転の許可について」の受付番号5番と関連する一体事業であるため、議案第5号において一括審議といたします。

1. 議長（中山会長）

続いて議案第5号「農地法第5条の規定による権利の設定、移転の許可について」及び議案第4号「農地法第3条の規定による区分地上権設定の許可について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

1. 事務局（大久保事務局長補佐）

議案第5号「農地法第5条の規定による権利の設定、移転の許可について」及び議案第4号「農地法第3条の規定による区分地上権設定の許可について」をご説明いたします。

今月の農地法第5条の規定による転用許可申請は4件となっております。9ページをご覧ください。

受付番号1番、申請理由は、自己住宅建築のための売買となっております。

申請地は、■■■■字■■■■番■■■、地目は登記、現況とも畑、面積は■■■■㎡でございます。

続きまして受付番号2番、申請理由は、自己住宅建築のための売買となっております。

申請地は、■■■■字■■■■番■■■、地目は登記、現況とも畑、面積は■■■■㎡でございます。

続きまして受付番号3番、4番につきましては、一体事業であるため一括して説明します。

また、受付番号4番につきましては、議案第4号「農地法第3条の規定による区分地上権設定の許可について」と関連する一体事業であるため一括して説明いたします。

まず、受付番号3番について説明いたします。申請理由は太陽光発電設備設置のための売買となっております。

申請地は、■■■■字■■■■番■■■、地目は登記、現況とも田、面積は■■■■㎡、

■■■字■■■番、地目は登記、現況とも田、面積は■■■㎡、■■■字■■■番、地目は登記、現況とも畑、面積は■■■㎡、■■■字■■■番、地目は登記、現況とも田、面積は■■■㎡、■■■字■■■番、地目は登記、現況とも田、面積は■■■㎡、合計5筆、■■■㎡でございます。

続きまして、受付番号4番、申請理由は、営農型太陽光発電設備を設置するための賃借権設定となっております。

申請地は、■■■字■■■番、地目は登記、現況とも田、面積は■■■㎡、■■■字■■■番、地目は登記、現況とも田、面積は■■■㎡、■■■字■■■番、地目は登記、現況とも田、面積は■■■㎡、■■■字■■■番、地目は登記、現況とも田、面積は■■■㎡、合計4筆、■■■㎡でございます。

一時転用期間は、許可日から3年間となっております。

申請面積につきましては、営農型太陽光発電設備の支柱及びフェンスの面積の合計となっております。

続きまして、議案第4号「農地法第3条の規定による区分地上権設定の許可について」を説明いたします。8ページをご覧ください。

受付番号1番、申請地は、■■■字■■■番、地目は登記、現況とも田、面積は■■■㎡、■■■字■■■番、地目は登記、現況とも田、面積は■■■㎡、■■■字■■■番、地目は登記、現況とも田、面積は■■■㎡、■■■字■■■番、地目は登記、現況とも田、面積は■■■㎡、合計4筆、■■■㎡でございます。

区分地上権の設定期間は、許可日から3年間となっております。説明は以上です。

1. 議長（中山会長）

事務局の説明が終わりましたので、続いて現地確認及び書類審査の結果を報告いただきたいと思います。1番萱橋委員よりお願いします。

1. 萱橋委員

2月3日、午前8時40分から行った書類審査、現地調査結果について報告いたします。メンバーは、先程、議案第1号で中山茂委員から報告のあったメンバーと同じになります。

受付番号1番、地図は11ページになります。

申請地は、■■■■の■■■側になります。現地は、草刈等がされており、きれいに管理されている状態でした。

申請地の農地区分は、水管、下水道管が埋設されている道路の沿道の区域であって、

容易にこれらの施設の便益を享受することができ、かつ申請地からおおむね500メートル以内に、「XXXXXXXXXX」、「XXXXXXXXXX」があることから第3種農地と判断いたします。

申請者は、申請地1筆、XXXXXXm²を利用し、自己住宅を建築する計画となっております。

資金計画については、融資資金で賄い、関係法令との調整も行っており、自己住宅を建築するための許可要件を満たしていると考えます。

続きまして受付番号2番、地図は11ページになります。

申請地は、XXXXXXXXXXのXXXX側になります。現地は、草刈等がされており、きれいに管理されている状態でした。

申請地の農地区分は、水管、下水道管が埋設されている道路の沿道の区域であって、容易にこれらの施設の便益を享受することができ、かつ申請地からおおむね500メートル以内に、「XXXXXXXXXX」、「XXXXXXXXXX」があることから第3種農地と判断いたします。

申請者は、申請地1筆、XXXXXXm²を利用し、自己住宅を建築する計画となっております。

資金計画については、融資資金で賄い、関係法令との調整も行っており、自己住宅を建築するための許可要件を満たしていると考えます。

続きまして受付番号3番、受付番号4番につきましては、一体事業であるため一括して説明いたします。

申請理由は太陽光発電設備及び営農型太陽光発電設備の設置になります。

なお、受付番号4番につきましては、議案第4号と関連する一体事業であるため一括して説明いたします。

地図は7ページになります。

申請地は、XXXXXXXXXXのXXXX側になります。現地は、耕作されている農地と草刈等がされており、きれいに管理されている状態の農地でした。

受付番号3番、申請地の農地区分は、申請地からおおむね300メートル以内にXXXXXXXXXXのXXXXがあることから、第3種農地と判断いたします。

申請者は、別紙「参考資料」にもありますが、発電量は396kwで595wパネル1,084枚、パワーコンディショナー5台、キュービクル1台を設置する計画となっております。

資金計画については、自己資金で賄い、経済産業省及び東京電力との調整も終了しており、太陽光発電施設を適正に設置・管理するためのガイドラインの事業概要書も提出

されておりますので、再生可能エネルギー発電設備を設置するための許可要件を満たしていると考えます。

続きまして受付番号4番、申請地の農地区分は、農業振興地域内農用地区域内農地と判断いたします。

申請者は、別紙「参考資料」にもありますが、申請地に営農型太陽光発電設備を設置する計画となっております。

資金計画については、自己資金で賄い、関係他法令との調整もされており、許可日から3年間の一時転用となっております。

仮設工作物の設置等一時的な利用でその必要性があり、かつ、農業振興地域整備計画に支障を及ぼさないことから、営農型太陽光発電設備を設置するための一時転用の許可要件を満たしていると考えます。

続きまして議案第4号の受付番号1番については、営農型太陽光発電設備の設置のために、許可日から3年間の区分地上権を設定するものであるため、許可しても差し支えないと思われます。

各委員のご審議をお願いいたします。

1. 議 長（中山会長）

ありがとうございます。現地確認及び書類審査の結果報告が終わりました。これより審議をいたします。

議案第5号の受付番号1番についてご質問のある方の挙手を求めます。

（挙手なし）

1. 議 長（中山会長）

質問がないようですので、受付番号2番についてご質問のある方、挙手願います。

（挙手なし）

1. 議 長（中山会長）

質問がないようですので、受付番号3番についてご質問のある方、挙手願います。

（挙手なし）

1. 議 長（中山会長）

質問がないようですので、受付番号4番及び議案第4号については、関連する一体事業であるため、一括して審議します。受付番号5番及び議案第4号についてご質問のあ

る方、挙手願います。

(挙手なし)

1. 議 長 (中山会長)

質問がないようですので採決いたします。

議案第5号及び議案第4号について、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

1. 議 長 (中山会長)

はい、ありがとうございます。採決の結果、全員賛成により、議案第5号及び議案第4号は原案のとおり許可することに決定いたしました。

1 議 長 (中山会長)

続いて、議案第6号「非農地証明発行可否について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

1. 事務局 (大久保事務局長補佐)

議案第6号「非農地証明発行可否について」をご説明いたします。今月の非農地証明願は1件となっております。12ページをご覧ください。

受付番号1番、申請地は、[] 字 [] 番 []、地目は登記、現況とも畑、面積は [] m²でございます。説明は以上です。

1. 議 長 (中山会長)

事務局の説明が終わりましたので、続いて現地確認及び書類審査の結果を報告いただきたいと思います。1番萱橋委員よりお願いします。

1. 萱橋委員

2月3日、午前8時40分から行った書類審査、現地調査結果について報告いたします。メンバーは、先程、議案第1号で中山茂委員から報告のあったメンバーと同じになります。

受付番号1番、地図は13ページになります。

申請地は、[] の [] 側になります。

今回提出されました受付番号1番につきましては、申請書類等の審査、現地調査をし

たところ、平成2年11月以前から宅地として使用されておりました。

以上のことから、受付番号1番につきましては、茨城県が発行している農地法関係事務処理の手引き（農地転用関係）に記載されている非農地証明を証明できる範囲に該当すると考えますので、非農地証明を発行しても差し支えないと思われます。

各委員のご審議をお願いいたします。

1. 議長（中山会長）

ありがとうございました。書類審査及び現地確認の結果報告が終わりましたので、これより審議いたします。

議案第6号受付番号1番について、ご質問のある方の挙手を求めます。

（挙手なし）

1. 議長（中山会長）

質問がないようですので採決いたします。

議案第6号について、非農地証明を発行することに賛成の方の挙手をお願いします。

（全員挙手）

1. 議長（中山会長）

はい、ありがとうございます。全員賛成により、議案第6号は非農地証明を発行することに決定いたしました。

1. 議長（中山会長）

続いて、議案第7号「農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積等促進計画の決定について（利用権設定）」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

1. 事務局（大久保事務局長補佐）

議案第7号「農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積等促進計画の決定について（利用権設定）」をご説明いたします。14ページの農用地利用集積等促進計画案総括表によりご説明いたします。

新規案件といたしまして、田が39筆で、81,780㎡、畑が11筆で、24,856㎡、合計50筆、106,636㎡です。貸し手が18人で、借り手が15人となります。

次に更新案件ですが、田が４２筆で、９４，２９４㎡、畑が６筆で、１１，９０６㎡、合計４８筆、１０６，２００㎡です。貸し手が１８人で、借り手が１３人となります。

合計では、田が８１筆で、１７６，０７４㎡、畑が１７筆で、３６，７６２㎡、合計９８筆、２１２，８３６㎡です。貸し手が３６人で、借り手が２８人となります。

権利の設定開始は、令和７年３月１日からとなります。

詳細につきましては、１５ページから１９ページの農用地利用集積等促進計画（案）一覧をご覧ください。説明は以上です。

１．議 長（中山会長）

事務局説明が終わりましたので、これより一括して審議を進めてまいります。１９ページの受付番号９２番は７番仲井委員、受付番号９３番、９４番は８番文蔵委員、受付番号９５番から受付番号９８番は２番菊地会長職務代理者が議事参与の制限となっております。したがって、４つに分けて審議を進めてまいります。

まず、受付番号１番から受付番号９１番について審議いたします。ご質問のある方は挙手願います。

（挙手なし）

１．議 長（中山会長）

質問がないようですので採決いたします。議案第７号の受付番号１番から受付番号９１番について、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

１．議 長（中山会長）

はい、ありがとうございます。全員賛成により議案第７号の受付番号１番から受付番号９１番については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

１．議 長（中山会長）

続いて、受付番号９２番について審議いたします。７番仲井委員の退席をお願いします。

（仲井委員退席）

１．議 長（中山会長）

それでは審議します。受付番号９２番について、ご質問のある方は挙手願います。

(挙手なし)

1. 議 長 (中山会長)

質問がないようですので採決いたします。議案第7号の受付番号92番について、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

1. 議 長 (中山会長)

はい、ありがとうございます。全員賛成により議案第7号の受付番号92番については原案のとおり承認することに決定いたしました。仲井委員の復席をお願いします。

(仲井委員復席)

1. 議 長 (中山会長)

続いて、受付番号93番、94番について審議いたします。8番文蔵委員の退席をお願いします。

(文蔵委員退席)

1. 議 長 (中山会長)

それでは審議します。受付番号93番、94番について、ご質問のある方は挙手願います。

(挙手なし)

1. 議 長 (中山会長)

質問がないようですので採決いたします。議案第7号の受付番号93番、94番について、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

1. 議 長 (中山会長)

はい、ありがとうございます。全員賛成により議案第7号の受付番号93番、94番については原案のとおり承認することに決定いたしました。文蔵委員の復席をお願いします。

(文蔵委員復席)

1. 議 長（中山会長）

続いて、受付番号 9 5 番から受付番号 9 8 番について審議いたします。2 番菊地会長職務代理者の退席をお願いします。

（菊地会長職務代理者退席）

1. 議 長（中山会長）

それでは審議します。受付番号 9 5 番から受付番号 9 8 番について、ご質問のある方は挙手願います。

（挙手なし）

1. 議 長（中山会長）

質問がないようですので採決いたします。議案第 7 号の受付番号 9 5 番から受付番号 9 8 番について、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

1. 議 長（中山会長）

はい、ありがとうございます。全員賛成により議案第 7 号の受付番号 9 5 番から受付番号 9 8 番については原案のとおり承認することに決定いたしました。菊地会長職務代理者の復席をお願いします。

（菊地会長職務代理者復席）

1. 議 長（中山会長）

以上審議の結果、議案第 7 号は全て原案のとおり許可することに決定いたしました。資料の（案）を削除をお願いします。

1. 議 長（中山会長）

続いて、議案第 8 号「農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積等促進計画の決定について（中間管理事業）」を議題といたします。事務局説明をお願いします。

1. 事務局（大久保事務局長補佐）

議案第 8 号「農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積等促進計画の決定について（中間管理事業）」をご説明いたします。20 ページの農用地利用集積等促進計画案総括表によりご説明いたします。

新規案件といたしまして、田が29筆で、71, 777㎡、畑が12筆で、13, 733㎡、合計41筆、85, 510㎡です。貸し手が18人で、借り手が1団体となります。

次に更新案件ですが、田が13筆で、27, 986㎡、畑が3筆で、1, 460㎡、合計16筆、29, 446㎡です。貸し手が7人で、借り手が1団体となります。

合計では、田が42筆で、99, 763㎡、畑が15筆で、15, 193㎡、合計57筆、114, 956㎡です。貸し手が25人で、借り手が2団体となります。

権利の設定開始は、令和7年4月1日からとなります。

詳細につきましては、21ページら23ページの農用地利用集積等促進計画一覧（農地中間管理事業）をご覧ください。説明は以上です。

1. 議 長（中山会長）

事務局説明が終わりましたので、これより一括して審議を進めてまいります。

議案第8号について、ご質問のある方は挙手願います。

（挙手なし）

1. 議 長（中山会長）

質問がないようですので採決いたします。議案第8号について、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

1. 議 長（中山会長）

はい、ありがとうございます。議案第8号は全員賛成により、原案のとおり許可することに決定いたしました。資料の（案）を削除願います。

1. 議 長（中山会長）

続いて、議案第9号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）の意見聴取について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

1. 事務局（大久保事務局長補佐）

議案第9号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）の意見聴取について」を説明します。こちらにつきまして

も 24 ページの農用地利用集積等促進計画案総括表によりご説明いたします。

新規案件といたしまして、田が 35 筆で、80,495 m²、畑が 15 筆で、18,767 m²、合計 50 筆、99,262 m²です。貸し手が 19 人で、借り手が 12 人となります。

次に更新案件ですが、田が 13 筆で、27,986 m²、畑が 3 筆で、1,460 m²、合計 16 筆、29,446 m²です。貸し手が 7 人で、借り手が 4 人となります。

合計では、田が 48 筆で、108,481 m²、畑が 18 筆で、20,227 m²、合計 66 筆、128,708 m²です。貸し手が 26 人で、借り手が 16 人となります。

権利の設定開始は、令和 7 年 4 月 1 日からとなります。

詳細につきましては、25 ページから 28 ページの農用地利用集積等促進計画（案）をご覧ください。こちらにつきましては、市から意見を求められているものでございます。説明は以上です。

1. 議 長（中山会長）

事務局説明が終わりましたので、これより一括して審議を進めてまいります。27 ページの受付番号 60 番は 10 番榎田委員、受付番号 61 番から受付番号 63 番は 1 番荻橋委員、受付番号 64 番から受付番号 66 番は 9 番岡野委員が議事参与の制限となっております。したがって、4 つに分けて審議を進めてまいります。

まず、受付番号 1 番から受付番号 59 番について審議いたします。ご質問のある方は挙手願います。

（挙手なし）

1. 議 長（中山会長）

質問がないようですので採決いたします。議案第 9 号の受付番号 1 番から受付番号 59 番について、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

1. 議 長（中山会長）

はい、ありがとうございます。全員賛成により議案第 9 号の受付番号 1 番から受付番号 59 番については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

1. 議 長（中山会長）

続いて、受付番号 60 番について審議いたします。10 番榎田委員の退席をお願いし

ます。

(榎田委員退席)

1. 議 長 (中山会長)

それでは審議します。受付番号 6 0 番について、ご質問のある方は挙手願います。

(挙手なし)

1. 議 長 (中山会長)

質問がないようですので採決いたします。議案第 9 号の受付番号 6 0 番について、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

1. 議 長 (中山会長)

はい、ありがとうございます。全員賛成により議案第 9 号の受付番号 6 0 番については原案のとおり承認することに決定いたしました。榎田委員の復席をお願いします。

(榎田委員復席)

1. 議 長 (中山会長)

続いて、受付番号 6 1 番から受付番号 6 3 番について審議いたします。1 番萱橋委員の退席をお願いします。

(萱橋委員退席)

1. 議 長 (中山会長)

それでは審議します。受付番号 6 1 番から受付番号 6 3 番について、ご質問のある方は挙手願います。

(挙手なし)

1. 議 長 (中山会長)

質問がないようですので採決いたします。議案第 9 号の受付番号 6 1 番から受付番号 6 3 番について、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

1. 議 長（中山会長）

はい、ありがとうございます。全員賛成により議案第9号の受付番号61番から受付番号63番については原案のとおり承認することに決定いたしました。萱橋委員の復席をお願いします。

（萱橋委員復席）

1. 議 長（中山会長）

続いて、受付番号64番から受付番号66番について審議いたします。9番岡野委員の退席をお願いします。

（岡野委員退席）

1. 議 長（中山会長）

それでは審議します。受付番号64番から受付番号66番について、ご質問のある方は挙手願います。

（挙手なし）

1. 議 長（中山会長）

質問がないようですので採決いたします。議案第9号の受付番号64番から受付番号66番について、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

1. 議 長（中山会長）

はい、ありがとうございます。全員賛成により議案第9号の受付番号64番から受付番号66番については原案のとおり承認することに決定いたしました。岡野委員の復席をお願いします。

（岡野委員復席）

1. 議 長（中山会長）

以上審議の結果、議案第9号は全て原案のとおり承認することに決定いたしました。資料の（案）を削除願います。

1. 議 長（中山会長）

議案は以上でございます。続いて、報告事項に入ります。報告事項2件について一括

して事務局より報告願います。

1. 事務局（千葉事務局長）

報告事項①「農地法第4条の規定による市街化区域内農地の転用届出に対する専決処分について」をご報告いたします。議案書は29ページをご覧ください。

今回の転用届出に対する専決処分は、みらい平地区が1件となります。

申請理由は駐車場整備のためとなっております。

続きまして、報告事項②「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知書について」をご報告いたします。議案書は30ページから35ページをご覧ください。

今回の合意解約は29件となります。

解約理由は、土地所有者本人が自作するためのものが11件、耕作者変更のためのものが2件、農地売買予定のためのものが11件、利用権の再設定をするためのものが1件、中間管理事業に変更するためのものが4件となっております。

報告は以上です。

1. 議長（中山会長）

ありがとうございました。

以上で本日予定しました議案は、すべて終了しました。

これで、2月定例総会を閉会いたします。

ご苦勞様でした。

上記会議の次第を記載し、相違ないので署名押印する。

令和7年2月10日

つくばみらい市農業委員会

議 長

⑩

議事録署名委員

⑩

議事録署名委員

⑩